

## ○南風原町中高層建築物による電波障害 防止に関する指導要綱

（平成5年6月1日）  
（告示第6号）

### （目的）

**第1条** この要綱は、建築物および工作物（以下「中高層建築物」という。）の建築に伴い発生する電波障害に関して、近隣居住者との紛争を未然に防止するため、中高層建築物を建築する建築主、管理者および占有者（以下「建築主等」という。）の行う必要な事項を定め、地域の良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

### （適用範囲）

**第2条** この要綱は、次に掲げる各号のいずれかに該当する中高層建築物について適用する。

- (1) 高さが10メートルを超えるもの。
- (2) 前号に規定するものの外、良好な電波の受信を著しく悪化させる恐れがあるもの。

### （事前の協議）

**第3条** 建築主等は建築確認申請書又は計画通知書（以下「建築確認申請書等」という。）を町に提出する前に中高層建築物の建築計画について、電波障害の発生が予想される地域の居住者と協議し、協力を得るよう十分な説明を行わなければならない。

D  
〔南風原町一四六九七九〕

2 建築主等は、建築確認申請書等を提出する日の20日前から建築基準法による確認の表示をする日まで、建築予定地内の近隣居住者が見やすい場所に中高層建築物の概要等を記載した標識（第1号様式）を設置するものとする。

3 建築主等は、中高層建築物の建築に着手する前に、あらかじめ電波障害の発生が予想される地域の受信状態を調査する等、必要な措置を講じなければならない。

### （電波障害の解決）

**第4条** 建築主等は、中高層建築物の建築により電波障害が生じたときは、障害を

## 第10編 建設（南風原町中高層建築物による電波障害防止に関する指導要綱）

受けた地域に対して電波が良好に受信できるように必要な措置を講ずるとともに、その維持管理等の必要な事項について、近隣居住者と取り決めるものとする。

2 前項において電波障害を受ける範囲は電波障害調査専門業者（第1、第2級有線テレビジョン放送技術者資格証明書を受けた技術を有する業者）による調査結果に基づく影響範囲を基準とする。ただし、複数の建築物、その他複雑な電波障害の調査については必要により経験と技術的能力を有する機関（N H K、電波障害防止協議会等）の指導、協力を求めるものとする。

### （誓約書の提出）

**第5条** 建築主等は、建築確認申請書等を提出する際、中高層建築物の建築により電波障害に関する紛争が生じた場合の建築主等の責任において当該紛争を解決する旨の誓約書（第2号様式）を町長に提出するものとする。

### （提出図書）

**第6条** 建築主等は、建築確認申請書等を提出する際、次の各号に掲げる図書を町長に提出するものとする。

- (1) 第3条第1項による説明の方法、説明を受けた者、説明の主な内容を記載した書面
- (2) 第3条第2項に規定する標識を設置したことを証する写真
- (3) 第3条第3項による電波障害の発生が予想される範囲を示す区域図
- (4) その他、町長が特に必要と認める書類

### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。